

## 令和2年 第12回農業委員会議事録

令和2年12月25日午前10時00分に第12回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断遅刻》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《通告欠席》

13 番 (伊勢村孝之) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

《無断欠席》

番 ( ) 番 ( ) 番 ( ) 番 ( )

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	伊藤 由貴	事務局主事	小林 沢子

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第19号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 議第38号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第41号 尾花沢市農用地利用集積計画について
- 議第42号 農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願  
について
- 議第43号 農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格  
証明願について

## 令和2年 第12回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和2年第12回通常総会を12月25日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（岸局長）

ご着席願います。13番 伊勢村孝之委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。今年は初雪が根雪になるような大雪がありまして、ハウス等の倒壊被害も出ているとの話も聞いております。これからまた、正月にかけて寒波が来ることなので、皆さんも風邪などひかないように、また、周辺のハウス等も見回りして声をかけて倒壊などないように気を配ってくださるようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります。尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和2年第12回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、15番 後藤一彦委員 16番 星川礼子委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に、事務局長より発言の申し出がありますので、これを許します。事務局長。

(岸局長)

貴重な時間を頂戴しまして申し訳ございません。審議に入る前にご報告いたします。令和2年12月22日付けをもって申請者から議案書の差し替え願いがございました。

案件につきましては、議第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案書4ページの内容に訂正がありました。正しくは、本日お手元に配布させていただいたとおりでございますので、お手数をおかけいたしますけれども差し替えをお願いいたします。

(議 長)

次に議事に入ります。まず、はじめに、報第19号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、報第19号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」ご報告いたします。議案書1ページをご覧ください。案件は8件であり、貸し人、借り人、両者による合意解約です。解約後の利用についてですが、No.1、4は同人へ売買予定、No.2は未定、No.3、5、6、7は別人へ売買、No.8は自作です。No.1、4、5、6は集積計画が、No.3、7は3条申請が、今月なされております。以上で報告を終わります。

(議 長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第19号を採決いたします。本案を報告のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

議第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は2ページから4ページです。

所有権移転についてご説明いたします。案件は6件です。No.1、4、5の渡人は市外転出による農業廃止のため、No.2は市外転出による贈与のため、No.3、6は贈与のため、受人は、No.1、2、4、5、6は経営規模拡大のため、No.3は新規就農のための所有権移転です。No.1からNo.6は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。4ページをご覧ください。案件は5件です。No.1の貸し人は相手方の要望のため、No.2は市内居住の農業廃止のため、No.3、5は労力不足のため、No.4は市外転出の農業廃止のため、借り人はNo.1が新規就農のため、No.2～5は経営規模拡大のための貸借です。

No.1からNo.5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。武田委員。

(19番 武田春信委員)

19番武田です。所有権移転のNo.5のところですがけれども、この地区は基盤整備事業の枠内に入っていて、来年再来年あたりから工事着工と聞いておりますけれども、そのことについての売買となるわけですがけれども、これからのことに何ら支障はないのでしょうか。また買主につきましても農業兼会社役員ということで、鉄鋼業をしておられますけれども、今後の使用方法、田んぼを耕作していくということでもありますけれども、そのあたりどうなっているのか、お聞きします。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(局長補佐)

No.5の所有権移転の件、徳巖・原ノ内地区の基盤整備事業の一画地でありますけれども、この件に関しましては、鶴子六沢土地改良区とも協議が済んでおりまして、事業の進展に何ら支障がないようにということで、誓約書を取り交わしておられます。買主の農業のことについてですがけれども、こちらもご本人から自作で耕作する旨の誓約書を、申請の際に提出していただいております、内容も本人に確認しましたので、今回上げさせていただいたところであります。以上です。

(議長)

武田委員よろしいですか。

(本人より了承の声あり)

(議長)

その他ご質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第38号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第39号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第4班主任、笹原 哲委員の報告・説明を求めます。

(7番 笹原 哲委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより議第39号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第4班主任、笹原 哲委員の報告・説明を求めます。



( 7 番 笹原 哲委員 報告・説明)

( 議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

( 質 疑 な し の 声 あ り )

( 議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第 4 0 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

( 議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 4 1 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 3 1 条、議事参与の制限により、5 番高橋央委員、1 6 番星川礼子委員の退席を求めます。

( 5 番 高橋委員、1 6 番 星川委員 退席)

( 議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

( 事 務 局 挙 手 )

( 議 長)

伊藤主事。

( 事 務 局 伊藤主事)

それでは、議第41号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書13ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が2,579a、うち再設定が1,034a、転貸が639a、所有権移転は710aとなり、計画面積合計は3,929aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が2,368a、うち再設定が949a、畑が210a、うち再設定が85a、転貸は、田が576a、畑が63a、所有権移転は田のみで710a、合計しますと田が3,655a、畑が273aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手38名、うち再設定16名、受け手17名、うち再設定が7名です。転貸は、出し手9名、受け手1名、所有権移転は、出し手7名、受け手6名、合計しますと、出し手が54名、受け手が24名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3年から5年が14件で727a、6年から9年が1件で26a、10年以上が23件で1,825aです。転貸は、10年以上が11件で639aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が31kgから99kg、現金が3千円から1万6千円、畑は物納で36kg、現金が4千円から8千円です。転貸は、田が7千円から2万円、畑が1千円から3千円です。所有権移転は、田が9千円から30万円です。

それではページ移りまして、14ページからは個別状況です。No.1から16ページNo.22までは新規の設定、No.23から17ページNo.38までは再設定、No.39から18ページNo.49までは中間管理事業の転貸になります。19ページは所有権移転で、7件あります。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

ご質疑もないようでありますので、終結いたします。これより議第41号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって本案は原案のとおり決しました。5番高橋央委員、16番星川礼子委員の復席をお願いいたします。

(5番 高橋委員、16番 星川委員 復席)

(議 長)

次に、議第42号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、15番 後藤一彦委員の退席を求めます。

(15番 後藤委員 退席)

(議 長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第42号「農地等生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予に関する適格証明

について」ご説明いたします。議案書 20 ページおよび 21 ページをご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、贈与税の納税猶予の適用を受けた方は、3 年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方が一覧のとおりとなります。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしく申し上げます。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第 42 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次の案件についても、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により 15 番 後藤一彦委員には、そのまま退席を求めます。

次に、議第 43 号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明願いについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第43号「農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予に関する適格証明について」ご説明いたします。議案書22ページおよび23ページをご覧ください。

農地の生前一括贈与をし、不動産取得税の徴収猶予が適用された方は、3年毎に猶予継続の申請をすることとなっており、その申請年に当たる方がこの一覧の方々です。

贈与を受けた方が贈与農地を耕作し農業経営しているか否かで、適格証明ができるかを審査していただきます。よろしく申し上げます。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第43号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

15番 後藤一彦委員、復席ください。

(15番 後藤委員 復席)

(議長)

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもって、令和2年第12回尾花沢市農業

委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時33分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和2年12月25日

尾花沢市農業委員会

議長 \_\_\_\_\_

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_